

各国審査基準、P C Tガイドライン¹との比較
～明確性の考え方に係る主要項目について～

各国審査基準との比較		P C Tガイドラインとの比較	
条文	2 頁～	条文	23 頁～
基本的な考え方	2 頁～	基本的な考え方	23 頁～
類型 1 記載自体不明確	7 頁～	類型 1 記載自体不明確	24 頁～
類型 2 技術的不備	8 頁～	類型 2 技術的不備	24 頁～
類型 3 カテゴリ不明	11 頁～	類型 3 カテゴリ不明	25 頁～
類型 4 選択肢	12 頁～	類型 4 選択肢	25 頁～
類型 5 ① 否定的表現	14 頁～	類型 5 ① 否定的表現	26 頁～
類型 5 ② 上限下限	15 頁～	類型 5 ② 上限下限	26 頁～
類型 5 ③ 比較の基準・程度	17 頁～	類型 5 ③ 比較の基準・程度	26 頁～
類型 5 ④ 任意付加的・選択的	18 頁～	類型 5 ④ 任意付加的・選択的	27 頁～
類型 5 ⑤ 0 を含む	21 頁～	類型 5 ⑤ 0 を含む	27 頁～
類型 5 ⑥ 図面引用	22 頁～	類型 5 ⑥ 図面引用	28 頁～

¹ 正確には「P C T国際調査及び予備審査ガイドライン」

	日本	欧州	米国	中国	韓国
条文	特許法第 36 条第 6 項 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 二 特許を受けようとする発明が明確であること。	欧州特許の付与に関する条約第 84 条 クレーム クレームには、保護が求められている事項を明示する。クレームは、明確かつ簡潔に記載し、明細書により裏付けがされているものとする。	特許法第 112 条明細書(b) 結び 明細書は、発明者又は共同発明者が自己の発明とみなす主題を特定し、明白にクレームする 1 又は 2 以上のクレームで終わらなければならない。	専利法第 26 条 第 4 項 権利要求書は説明書を根拠とし、特許保護請求の範囲について明確かつ簡潔に要求を説明する。	特許法第 42 条 ④第 2 項第 4 号の規定による特許請求の範囲には、保護を受けようとする事項を記載した項(以下、「請求項」という。)が 1 又は 2 以上なければならない。その請求項は、次の各号に該当しなければならない。 2. 発明が明確かつ簡潔に記載されること
基本的な考え方	第 I 部第 1 章 2.2.2.1 第 36 条第 6 項第 2 号の審査における基本的な考え方 (1) 特許請求の範囲の記載は、これに基づいて新規性・進歩性等の特許要件の判断がなされ、これに基づいて特許発明の技術的範囲が定められるという点において重要な意義を有するものであり、一の請求項から発明が明確に把握されることが必要である。 本号は、こうした特許請求の範囲の機能を担保する上で重要な規定であり、特許を受けようとする発明が明確に把握できるように記載し	F 部 欧州特許出願 第 IV 章 クレーム (第 84 条及び方式要件) 4 クレームの明瞭性及び解釈 4.1 明瞭性 クレームが明瞭でなければならない旨の要件は、個別のクレームのみならず、クレーム全体に適用される。クレームの明瞭性は、保護が求められている事項を規定する機能を考慮して、最も重要である。したがって、できる限り、クレームの文言の意味は、できる限り、クレームの文言のみから当該技術の熟練者にとって明瞭なものとするべきである (F-IV, 4.2 も参照)。… 4.2 解釈	2171 特許法第 112 条 (b) 又は改正前特許法第 112 条第 2 段落による 2 つの別要件 (b) 結び—…明細書は、発明者又は共同発明者が自己の発明であると考え保護対象を特定の指示し且つ明確にクレームする一以上のクレームで終わらなければならない。特許法第 112 条 (b) 及び改正前特許法第 112 条第 2 段落において規定される 2 つの別個の要件がある。 (A) クレームは、発明者又は共同発明者が自己の発明であると考え保護対象を明記しなければならない、 且つ (B) クレームは、特許付与に	第二部分 実体審査 第二章 説明書と権利要求書 3. 権利要求書 3.1.2 独立請求項と従属請求項 独立請求項は発明又は実用新案の技術方案を全体的に反映し、技術的問題を解決するために必要な技術的特徴を記載しなければならない。必要な技術的特徴とは、発明又は実用新案でその技術的問題を解決するには不可欠な技術的特徴をいい、その総和は、発明又は実用新案の技術方案を構成するに足るものであって、背景技術におけるその他の技術方案から区別させるようにしている。ある技術的特	第 2 部 特許出願 第 4 章 特許請求の範囲 4. 発明が明確かつ簡潔に記載されること 特許請求の範囲が不明確であるか、あるいはその記載内容が簡潔ではない発明に対して特許権が付与されると、発明の保護範囲が不明確となるため、特許発明の保護範囲を定める権利書としての役割を果たすことができないだけでなく、特許要件の判断等も不可能になるところ、特許法第 42 条第 4 項第 2 号は、このような問題を防止するための規定といえる。 (1) 請求項に記載された発明が明確かつ簡潔に記載されて

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	なければならない旨を規定したものである。特許を受けようとする発明が明確に把握されなければ、的確に新規性・進歩性等の特許要件の判断ができず、特許発明の技術的範囲も理解し難い。 発明が明確に把握されるためには、発明の範囲が明確であること、すなわち、ある具体的な物や方法が請求項に係る発明の範囲に入るか否かを理解できるように記載されていることが必要であり、その前提として、発明を特定するための事項の記載が明確である必要がある。 (2) また、請求項の制度の趣旨に照らせば、一の請求項に記載された事項に基づいて、一の発明が把握されることも必要である(2.2.2.3(4)参照)。 (3) 第36条第6項第2号の審査は、第36条第5項の規定により請求項に記載された、特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項に基づいて行う。ただし、発	明細書において、明示した定義又はその他の方法によって文言が特別の意味を有する旨が示されている特定の場合を除き、各クレームは、その文言について、当該技術分野における通常の意味及び範囲を与えるものと解釈すべきである。更に、そのような特別の意味を有する場合は、審査官は、できる限りクレームの文言のみで意味が明瞭になるよう、クレームの補正を求めるべきである。これは、EPO公用語で公告されるのが欧州特許のクレームのみであって、明細書が含まれないことから重要である。クレームは更に、そこから技術的な意味を理解するように努めて解釈すべきでもある。このように解釈するためには、クレームの文言について、厳密な言葉通りの意味から逸脱することも必要な場合がある。第69条及びその解釈に関する議定書は、クレームの文言により文字通りに含まれるものを除外する根拠を与えない(T 223/05 参照)。	よって保護される保護対象の境界及び限界を特定の指示し、且つ明確に定義しなければならない。 第一の要件は、ある特許について発明者又は共同発明者が自己の発明であると考えものに依存しているので主観的要件である。なお、改正前特許法第112条第2段落では「出願人が自己の発明であると考え (which applicant regards as his invention)」という文言を用いているが、特許規則1.41(a)では、実際の発明者名で出願することを規定している。 第二の要件は、発明者又はいかなる特定個人の見解にも依存しておらず、当該クレームが明瞭であるか、即ち、クレームの範囲(scope of the claim)が関連技術において通常技術レベルを有する仮定の者にとって明確であるかどうかの文脈で評価されることから、客観的要件である。審査過程の一つの本質的目的は、クレームが、先行技術に対する新規性及び非自明性がある	徴が必要な技術的特徴であるかどうかを判断するには、解決しようとする技術的問題を基に、説明書に記述された全体的内容を考慮しなければならない。単に、実施例における技術的特徴を必要な技術的特徴としてそのまま認定してはならない。・・・ 3.2.2 明確性 権利要求書が明確であることは、発明又は実用新案で保護を請求する範囲を確定する上で極めて重要なことである。権利要求書が明確でなければならないというのは、まずは各請求項が明確であること、そして権利要求書を構成する全ての請求項も全体として明確でなければならないことを言う。まずは、各請求項の種類が明確でなければならない。請求項の主題名は当該請求項の種類が製品請求項であるか、方法請求項であるかを明確に示さなければならない。例えば、「…技術」のように、不確かな主題名を使ってはならない。或いは、1つの請求項の主題名に、製品及び方法の両方を含む場合、	いるか否かは、原則的に発明の詳細な説明又は図面の記載及び出願時の技術常識等を考慮して、その発明が属する技術の分野において通常の知識を有する者の立場で請求項の記載を基準に判断し、請求項の記載を無視して他の部分のみに基づいて判断してはならない。・・・

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	明を特定するための事項の意味内容や技術的意味(2.2.2.3(2)②参照)の解釈にあたっては、請求項の記載のみでなく、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識をも考慮する。 なお、発明の把握に際して、請求項に記載のない事項は考慮の対象とはならない。反対に、請求項に存在する事項は、必ず考慮の対象とする必要がある。 (4) 具体的には、請求項の記載がそれ自体で明確であると認められる場合は、明細書又は図面中に請求項の用語についての定義又は説明があるかどうかを検討し、その定義又は説明によって、かえって請求項の記載が不明確にならないかを判断する。… 請求項の記載がそれ自体で明確でない場合は、明細書又は図面中に請求項の用語についての定義又は説明があるかどうかを検討し、その定義又は説明を出願時の技術常識をもって考慮して請	4.3 不一致 明細書とクレームとの間に不一致があることによって保護の程度について疑義が生じ、したがってクレームが第84条第2文に基づく明瞭性若しくは裏付を失う場合、又はその他のクレームが第84条第1文に基づき拒絶されるべきものとなる場合は、すべての不一致を回避すべきである。そのような不一致としては、次の種類を挙げることができる。	発明を定義しているかどうかを判断することであるものの、特許審査のもう一つの本質的目的は、クレームが正確、明確で、誤りがなく、且つ一義的であるかどうかを判断することである。審査過程において、クレーム範囲の不確実性はできる限り排除されなければならない。 審査時の質問は、発明者又は共同発明者が発明であると考ええる発明の特許性である。クレームが、発明者又は共同発明者がいずれを自己の発明であると考えるかを特定の指示し、且つ明確に定義していなければ、審査官による適切な措置は、特許法第112条(b)又は改正前特許法第112条第2段落に基づきクレームを拒絶することである。…拒絶が特許法第112条(b)又は改正前特許法第112条第2段落に基づくならば、審査官は拒絶が不明瞭性に基づくのか、又は、発明者又は共同発明者が自己の発明であると考えたものをクレームするのを怠ったことに基づくのかをさらに説	例えば、「…製品及びその製造方法」など。次に、各請求項により確定される保護範囲は明確でなければならない。請求項の保護範囲はそれに使われる文言の意味に基づき理解するべきである。請求項に使われた文言は一般的に、関連する技術分野において通常に備わる意味として理解しなければならない。特定の場合において、もし説明書には、ある単語に特定な意味を備えることを明記し、そして当該単語を使った請求項の保護範囲も、説明書における当該単語の説明により充分かつ明確に限定されているならば、これも許容する。但しその場合には、出願人にもなるべく請求項を補正するように求めることにより、請求項の記述に基づくだけで、その意味が分かるようにすべきである。 …最後に、権利要求書を構成する全ての請求項は全体として明確でなければならないというのは、請求項の間の引用関係が明瞭でなければならないことを言う。	

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	求項中の用語を解釈することによって、請求項の記載が明確といえるかどうかを判断する。その結果、請求項の記載から特許を受けようとする発明が明確に把握できると認められれば本号の要件は満たされる。なお、ことさらに、不明確あるいは不明瞭な用語を使用したり、特許請求の範囲で明らかにできるものを発明の詳細な説明に記載するにとどめたりして、請求項の記載内容をそれ自体で不明確なものにしてはならないことはいうまでもない。 (参考：東京高判平15.3.13(平成13(行ケ)346審決取消請求事件))		明するべきである。… 2172.01 クレームされていない本質的事項 明細書又は他の記録陳述書に発明にとって本質的であると開示された事項を省略するクレームは、特許法第112条(a)又は改正前特許法第112条第1段落に基づき実施可能でないとして拒絶されうる。In re Mayhew, 527 F.2d 1229, 188 USPQ 356 (CCPA 1976)。同じく参照として、MPEP 第2164.08条(c)。かかる本質的事項には、発明を実施するために必要であると出願人によって記載された欠落した要素、工程、又は、要素の必要な構造的協同関係が含まれうる。加えて、明細書中に出願人により定義された発明の本質的要素を相互に関連付けることを怠ったクレームは、発明を指示し、且つ明確に主張することを怠ったことを理由に特許法第112条(b)又は改正前特許法第112条第2段落により拒絶されうる。参照として、In re Venezia, 530 F.2d 956, 189 USPQ 149 (CCPA		

	日本	欧州	米国	中国	韓国
			1976) ; In re Collier, 397 F.2d 1003, 158 USPQ 266 (CCPA 1968)。ただし、参照として、Ex parte Nolden, 149 USPQ 378, 380 (Bd. Pat. App. 1965) (「クレームされた装置の要素間に相互依存性があること、又は、すべての要素が所望の結果に向かって同時に作動することは、特許可能な組み合わせにとって本質的ではない。」) ; Ex parte Huber, 148 USPQ447, 448-49 (Bd. Pat. App. 1965) (様々な構成要素が、同時に機能しない、機能的に直接関連しない、直接相互協働しない及び／又は独立した目的に資している場合は、クレームは特許法第 112 条第 2 段落への適合を必ずしも怠っていない。)。 2173.05(a) 新しい用語 I. すべての用語の意味は明らかでなければならない ... II. 明確性及び正確性の要件は文言の限定と均衡を保たなければならない 裁判所は、新しい発明を記載及び定義するときに、多くの		

	日本	欧州	米国	中国	韓国
			場合より正確な新しい用語を使用することは、許容されるだけでなく、多くの場合望ましいと認識していた。… I I I. 通常の意味に反して使用される用語は書面記載に明確に再定義されなければならない		
類型 1	2.2.2.3 第36条第6項第2号違反の類型 (1) 請求項の記載自体が不明確である結果、発明が不明確となる場合。 ①請求項に日本語として不適切な表現がある結果、発明が不明確となる場合。 ②明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、請求項中の用語の意味内容を理解できない結果、発明が不明確となる場合。				4. 発明が明確かつ簡潔に記載されること … (3) 発明が明確かつ簡潔に記載されていない類型には、以下のようなものがある。 ①請求項の記載内容が不明確な場合。ただし、不明確な部分が軽微な記載上の欠陥であり、その欠陥によってはその発明が属する技術の分野において通常の知識を有する者が発明が不明確であると理解しないか、あるいは発明の詳細な説明及び図面、出願時の技術常識等によって発明が明確に把握できる場合は、発明が不明確なものとして取り扱わない。… ⑥指示の対象が不明確であり、発明の構成が不明確な場合

	日本	欧州	米国	中国	韓国
					⑦請求項に互いに異なる機能を遂行する複数の同一の表現の技術用語がある場合に、それぞれの機能を限定して記載するか、又は図面に使用された符号によって明確に区別されるように記載されておらず、保護を受けようとする発明の構成が不明確な場合
類型 2	2.2.2.3 第36条第6項第2号違反の類型 … (2) 発明を特定するための事項に技術的な不備がある結果、発明が不明確となる場合。 ①発明を特定するための事項の内容に技術的な欠陥がある場合。 ②発明を特定するための事項の技術的意味が理解できず、さらに、出願時の技術常識を考慮すると発明を特定するための事項が不足していることが明らかである場合。 ③発明を特定するための事項どうしの関係が整合していない場合。 ④発明を特定するための事	4.3 不一致 … (ii) 明らかに不可欠な特徴に関する不一致 たとえば、一般的な技術的知識又は明細書に記載若しくは暗示されている事項から判断して、独立クレームに記載がない、一定の記述された技術的特徴が、発明の実施にとって不可欠である、又は換言すれば、当該発明が関係する課題の解決に必要であると見受けられることがある。この場合は、クレームは第84条の要件を充足しない。なぜなら、第84条第1文を規則43(1)及び(3)と共に解釈すれば、独立クレームは、技術的観点から理解できる必要があるのみでなく、発明の主題を明確に規	2172.01 クレームされていない本質的事項 明細書又は他の記録陳述書に発明にとって本質的であると開示された事項を省略するクレームは、特許法第112条(a)又は改正前特許法第112条第1段落に基づき実施可能でないとして拒絶されうる。In re Mayhew, 527 F.2d 1229, 188 USPQ 356 (CCPA 1976)。同じく参照として、MPEP 第2164.08条(c)。かかる本質的事項には、発明を実施するために必要であると出願人によって記載された欠落した要素、工程、又は、要素の必要な構造的協同関係が含まれる。 加えて、<u>明細書中に出願人により定義された発明の本質的</u>	3.1.2 独立請求項と従属請求項 独立請求項は発明又は実用新案の技術方案を全体的に反映し、技術的問題を解決するために必要な技術的特徴を記載しなければならない。必要な技術的特徴とは、発明又は実用新案でその技術的問題を解決するには不可欠な技術的特徴をいい、その総和は、発明又は実用新案の技術方案を構成するに足るものであって、背景技術におけるその他の技術方案から区別させるようにしている。ある技術的特徴が必要な技術的特徴であるかどうかを判断するには、解決しようとする技術的問題を基に、説明書で記述された全体の内容を考慮しなければ	4. 発明が明確かつ簡潔に記載されること … (3) 発明が明確かつ簡潔に記載されていない類型には、以下のようなものがある。 … ②発明の各構成要素が単純に羅列されているだけであり、構成要素間の結合関係が記載されず発明が不明確な場合… ⑧請求項に商業上の利点及び販売地域、販売処等の発明の技術的構成と関係ない事項を記載したため、発明が明確かつ簡潔ではない場合

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	項どうしの技術的な関連がない場合。 ⑤請求項に販売地域、販売元等についての記載がある結果、全体として技術的でない事項が記載されていることとなる場合。	定する必要があること、すなわち、その不可欠の特徴のすべてを示す必要があることを意味していると解釈しなければならぬからである (T 32/82 参照)。 ・・・これと逆の状況、すなわち、独立クレームが発明の実施に不可欠のものと見受けられない特徴を含んでいる状況は、拒絶理由を構成しない。これは、出願人の選択すべき問題である。したがって、審査官は、明らかに不可欠でない特徴を削除することによってクレームが拡張される旨を示唆すべきではない。 4.5.1 不可欠な特徴を含まないことによる拒絶理由 保護を求める事項を規定するクレームは、明確でなければならない。これは、クレームが技術的観点から理解できるものであるのみならず、発明の不可欠な特徴がすべて明確に規定されていなければならないことを意味する (T32/82 参照)。更に、クレームは明細書によって裏付けされるものとするという第 84	<u>要素を相互に関連付けることを怠ったクレームは、発明を指示し、且つ明確に主張することを怠ったことを理由に特許法第 112 条(b)又は改正前特許法第 112 条第 2 段落により拒絶されうる。</u>参照として、In re Venezia, 530 F.2d 956, 189 USPQ 149 (CCPA 1976) ; In re Collier, 397 F.2d 1003, 158 USPQ 266 (CCPA 1968)。ただし、参照として、Ex parte Nolden, 149 USPQ 378, 380 (Bd. Pat. App. 1965) (「クレームされた装置の要素間に相互依存性があること、又は、すべての要素が所望の結果に向かって同時に作動することは、特許可能な組み合わせにとって本質的ではない。」) ; Ex parte Huber, 148 USPQ447, 448-49 (Bd. Pat. App. 1965) (様々な構成要素が、同時に機能しない、機能的に直接関連しない、直接相互協働しない及び／又は独立した目的に資している場合は、クレームは特許法第 112 条第 2 段落への適合を必ずしも怠っていない。)。	ならない。単に、実施例における技術的特徴を必要な技術的特徴としてそのまま認定してはならない。	

	日本	欧州	米国	中国	韓国
		条の要件は、明細書中で発明を実施するために不可欠だと明示されている特徴に対して適用される(T 1055/92 参照)。したがって、<u>独立クレームにおける不可欠な特徴の欠如は、明確性及び裏付けの要件が適用されるものとして取り扱われる。</u> 4.5.2 不可欠な特徴の定義 <u>クレームの不可欠な特徴とは、出願に係る技術的課題の解決法の基礎となる技術効果を達成するために必要な特徴である(課題は、一般に明細書に記載されているものである)。</u>したがって、独立クレームには、明細書中で発明を実施するために必要だと明記されたすべての特徴が含まれるべきである。出願全体を通して発明に関連して一貫して記載されている場合であっても、課題解決に実際に貢献しない特徴は、不可欠な特徴ではない。 特徴によりもたらされる技術効果又は成果は、原則としてその特徴が課題解決に貢献するの否かの問題に答えを			

	日本	欧州	米国	中国	韓国
		出すための手掛かりを与えてくれる (G-VII, 5.2 も参照)。 クレームが発明の製品を製造するための方法に関するものであれば、クレームに掲げた方法は、当該技術の熟練者にとって適切と考えられる方法で実施した場合に、その最終結果として、必ずその特定製品が得られるようなものでなければならない。そうでなければ内部矛盾が存在することになり、したがって、クレームに明瞭性の欠如が存在する。 特に特許性が技術的効果に依存する場合は、クレームは、その技術的効果に不可欠である発明の技術的特徴をすべて含ませて作成しなければならない (T 32/82 参照)。 4.5.3 本質的特徴の一般化 …特許保護を受けようとする一般化された特徴が全体として課題を解決させ得るものである場合に限る。…			
類型 3	2.2.2.3 第36条第6項第2号違反の類型 … (3) 特許を受けようとする	4.1 明瞭性 クレームが明瞭でなければならない旨の要件は、個別のクレームのみならず、クレ		3.2.2 明確性 権利要求書が明確であることは、発明又は実用新案で保護を請求する範囲を確定する	4. 発明が明確かつ簡潔に記載されること … (3) 発明が明確かつ簡潔に

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	発明の属するカテゴリー(物の発明、方法の発明、物を生産する方法の発明)が不明確であるため、又は、いずれのカテゴリーともいえないものが記載されているために、発明が不明確となる場合。	ム全体に適用される。クレームの明瞭性は、保護が求められている事項を規定する機能を考慮して、最も重要である。したがって、できる限り、クレームの文言の意味は、できる限り、クレームの文言のみから当該技術の熟練者にとって明瞭なものとすべきである(F-IV, 4.2 も参照)。クレームの各カテゴリーに付随する可能性がある保護の範囲の差異を考慮して、審査官は、クレームの文言がそのカテゴリーについていかなる疑義も残さないことを確実にすべきである。…		上で極めて重要なことである。権利要求書が明確でなければならないというのは、まずは各請求項が明確であること、そして権利要求書を構成する全ての請求項も全体として明確でなければならないことを言う。まずは、各請求項の種類が明確でなければならない。請求項の主題名は当該請求項の種類が製品請求項であるか、方法請求項であるかを明確に示さなければならない。例えば、「…技術」のように、不確かな主題名を使ってはならない。或いは、1つの請求項の主題名に、製品及び方法の両方を含む場合、例えば、「…製品及びその製造方法」など。	記載されていない類型には、以下のようなものがある。 … ③請求項に記載された発明のカテゴリーが不明確な場合
類型 4	2.2.2.3 第36条第6項第2号違反の類型 … (4) 発明を特定するための事項が選択肢で表現されており、その選択肢どうしが類似の性質又は機能を有しないために発明が不明確となる場合。		2173.05(h) 択一的限定 I. マーカッシュ群 択一的表現は、クレームの範囲若しくは明確性の問題に関して不確実性又は曖昧性を提示しなければ、許可される。「マーカッシュ」クレームでは、択一的に使用可能な種(alternatively useable species)を列挙する。参照と		4. 発明が明確かつ簡潔に記載されること … (5) 特許を受けようとする事項も相互類似の性質又は機能を有する2以上の構成要素がある場合は、これら構成要素をマーカッシュ(Markush)形式等、択一形式にして一の請求項に記載することができ

	日本	欧州	米国	中国	韓国
			して、Harnisch, 631 F.2d 716, 719-20, 206 USPQ 300, 303-04 (CCPA 1980); Ex parte Markush, 1925 Dec. Comm'r Pat. 126, 127 (1924)。マーカッシュクレームは、一般に、「A, B 及び C から成る群から選択される」というフォーマットで記載する。。ただし、「マーカッシュクレーム」という文言は、フォーマットにかかわらず、択一的に使用可能な種類を列挙しているいずれのクレームをも意味する。 Ex parte Markush は所定の指定材料から成る群として表現される属をクレームすることを是認している。最も多くの場合、冶金、耐熱性、窯業、薬学、薬理学及び生物学における発明がマーカッシュ形式でクレームされるが、純粋な機械的特徴又はプロセス工程もまたマーカッシュ形式のクレーム作成を使用してクレームされてもよい。参照として、Ex parte Head, 214USPQ 551 (Bd. App. 1981) ; In re Gaubert, 524 F. 2d 1222, 187 USPQ 664 (CCPA 1975) ; 及び In re		る。 択一形式による記載が化学物質に関するものである場合、以下の要件すべてを満たすと、その構成要素は、類似の性質又は機能を有するものと認められる。 ①すべての構成要素が共通する性質又は活性を有すること ②すべての構成要素が重要な化学構造要素を共有しているか、あるいはすべての構成要素がその発明が属する技術の分野において一群であると認識される化学物質群に属すること

	日本	欧州	米国	中国	韓国
			Harnisch, 631 F.2d 716, 206 USPQ 300 (CCPA 1980)。用語「comprising(を含む)」を「consisting of(から成る)」の代わりに使用することは不適切である。Ex parte Dotter, 12 USPQ 382 (Bd. App. 1931)...		
類型 5 ①	2.2.2.3 第36条第6項第2号違反の類型... (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 ①否定的表現(「～を除く」、「～でない」等)がある結果、発明の範囲が不明確となる場合。	4.20 消極的限定(たとえば、権利の部分放棄) 一般にクレームの主題は、ある技術的特徴が存在していることを示す肯定的特徴によって規定される。ただし例外的に、特定の特徴が存在していないことを明確に述べる消極的限定を使用して、主題を限定することができる。これは、たとえば、特徴が存在していないことを出願時の出願から推定することが可能な場合(T 278/88 参照)に行うことができる。 権利の部分放棄等の消極的限定は、クレームに肯定的な特徴を追加すれば、保護可能な主題の明確化若しくは正確化を妨げる虞がある場合(G 1/03 及び T4/80 参照)、又はクレームを不当に限定する虞	2173.05(i) 否定的限定 各裁判所の現在の見解では、否定的限定に関しては本来的に不明瞭若しくは不確かなものは何もない。求められる特許保護の境界が、否定的にであっても、明瞭に記載されている限り、クレームは、特許法第 112 条(b)又は改正前特許法第 112 条第 2 段落の要件に適合する。(以下略)		4. 発明が明確かつ簡潔に記載されること ... (3) 発明が明確かつ簡潔に記載されていない類型には、以下のようなもの等がある。 ... ⑤請求項に発明を不明確にする表現を含んでいる場合。ただし、このような表現を用いてもその意味が発明の詳細な説明により明確に裏付けられ、発明の特定に問題がないと認められる場合は、不明確なものとして取り扱わない。 ... (例3)「...を除いて」、「...ではない」のような否定的な表現が用いられ、不明確になった場合

	日本	欧州	米国	中国	韓国
		がある場合(T 1050/93 参照)にのみ、行うことができる。権利の部分放棄により何が除外されているのかを明らかにする必要がある(T 286/06 参照)。1 又は複数の権利の部分放棄を含むクレームであっても、第 84 条の明確性及び簡潔性の要件は完全に遵守しなければならない(G 1/03, 理由書 3 参照)。更に、特許の透明性のため、規則 42(1) (b)に基づき除外された先行技術を明細書に表示し、当該先行技術と当該権利の部分放棄との関係を示すべきである。 原出願で発明の部分として開示されていた実施態様を除外する場合の、権利の部分放棄が認められるか否かについては、H-V, 4.2 参照。出願時の出願で開示されていなかった場合の権利の部分放棄が認められるか否かについては、H-V, 4.1 参照。			
類型 5 ②	2.2.2.3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 ... (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不		2173.05(c) 数値範囲及び量の限定 ... II. オープンエンドの数値範囲		4. 発明が明確かつ簡潔に記載されること ... (3) 発明が明確かつ簡潔に記載されていない類型には、以

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	明確な場合。 ... ②上限又は下限だけを示すような数値範囲限定(「～以上」、「～以下」)がある結果、発明の範囲が不明確となる場合。		オープンエンドの数値範囲は、明瞭性を注意深く解析されなければならない。		下のようなもの等がある。 ... ⑤請求項に発明+を不明確にする表現を含んでいる場合。ただし、このような表現を用いてもその意味が発明の詳細な説明により明確に裏付けられ、発明の特定に問題がないと認められる場合は、不明確なものとして取り扱わない。 ... (例4) 数値限定発明において、「・・・以上」、「・・・以下」、「0～10」のように上限又は下限の記載がない数値限定及び0を含む数値限定(0を含む成分が必須成分ではなく任意成分である場合は除く。)をした場合。あるいは、「120－200℃、好ましくは150-180℃」のように一の請求項内で二重に数値限定をした場合 →ここで「任意成分」とは、出願人が必要に応じて選択的に添加するか、又は添加しなくても良いと認識する成分であり、明細書にその旨が明確に記載された成分をいう。

	日本	欧州	米国	中国	韓国
類型 5 ③	2.2.2.3 第36条第6項第2号違反の類型 … (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 … ③比較の基準又は程度が不明確な表現(「やや比重の大きな」、「はるかに大きい」、「高温」、「低温」、「滑りにくい」、「滑りやすい」等)があるか、あるいは、用語の意味が曖昧である結果、発明の範囲が不明確となる場合。	4.6 相対的な文言 「薄い」「広い」「強い」等の相対的な文言、又は類似の文言は、クレームで使えないことが望ましい。ただし、その文言が、たとえば、増幅器に関しての「高周波」のように特定の技術分野で広く認められており、これが意図する意味である場合を除く。文言が広く認められた意味を備えていない場合は、可能であれば、当初の開示の中の他の箇所で使用されている、更に正確な文言と置き換えるべきである。明瞭な規定の根拠が開示中になくても、発明に照らして文言が不可欠なものでなければ、それを通常はクレーム中に残しておくべきである。これは、削除すると、第123条(2)に違反して、出願時の出願内容を超えて、一般に主題の拡張に至るからである。ただし、当該文言が発明に照らして不可欠なものであれば、不明瞭な文言をクレーム中で許容することはできない。同様に、出願人が不明瞭な文言を用いて自己の発明を	2173.05(b) 相対的な語 程度を表す用語を含むクレーム文言における相対的な用語の使用があるからといって、自動的に、特許法第112条(b)又は改正前特許法第112条第2段落によりクレームが不明瞭なものとはしない。参照として、Seattle Box Co., Inc. v. Industrial Crating & Packing, Inc., 731 F.2d 818, 221 USPQ 568 (Fed. Cir. 1984)。クレーム文言の受入可能性は、当業者が明細書に照らしてクレームされるものを認識するかどうか依存している。 I. 程度を表す用語 <u>程度を表す用語がクレームに使用されるとき、審査官は、明細書が程度を測定するための一定の基準を提示しているかどうかについて、判断するものとする。…明細書が程度を測定するための一定の基準を提示していないならば、特許請求の範囲が当業者に確認</u>	3.2.2 明確性 …請求項には、「厚い」、「薄い」、「強い」、「弱い」、「高温」、「高圧」、「広い範囲」など意味の不確かな用語を使ってはならないが、特定な技術分野においてこの類の用語が公然知られた確かな意味を有する場合は除く。例えば、増幅機の「高周波」など。公然知られた意味を有しない用語については、できれば、説明書に記載された、より精確な文言で前述の不確かな用語を替えるべきである。 一般的に、「約」、「近く」、「等」、「或いは類似物」などの類似した用語は請求項の範囲を不確かにするため、請求項において使ってはならない。請求項にこの類の用語が現れる場合、審査官は具体的な状況に基づき、当該用語を使うことにより、請求項を不確かにするかどうかを判断しなければならず、しないと判断する場合にはこれを許容する。	4. 発明が明確かつ簡潔に記載されること … (3) 発明が明確かつ簡潔に記載されていない類型には、以下のようなもの等がある。 … ⑤請求項に発明を不明確にする表現を含んでいる場合。ただし、このような表現を用いてもその意味が発明の詳細な説明により明確に裏付けられ、発明の特定に問題がないと認められる場合は、不明確なものとして取り扱わない。 (例1)「所望により」、「必要に応じて」、「特に」、「例えば」、「及び／又は」等の字句とともに任意付加的事項又は選択的事項が記載された場合 「A 及び／又は B」は「A 及び B」である場合と「A 又は B」である場合とを共に記載したものであるため、発明が「A 及び B」である場合と「A 又は B」の場合の両方に対してそれぞれ特許法第42条第4項第1号及び第2号を違背しているか否かを判断する。このとき、「及び／又は」の記載で一

	日本	欧州	米国	中国	韓国
		先行技術から区別することもできない。 4.7 「約」「およそ」等の文言 「約」又は類似する「およそ」等の文言が使用されるときはいつでも、特に注意が必要である。このような文言は、たとえば、特定の値(たとえば、「約 200℃)」又は特定の範囲(たとえば、「およそ X から Y まで)」の場合に用いられる。<u>審査官はそれぞれの場合において、全体として読み取った出願の文脈において意味が十分に明瞭であるか否かについて判断すべきであり、また、関連する分野において、そのような用語によって修飾される特定の技術用語の意味も考慮すべきである。</u>もし、そのような用語が、ある効果や結果が特定の許容範囲をもって達せられることを意味し、当業者がそのような許容範囲のものをどのように得るのかについて理解できるのであれば、そのような用語の使用は許容できる。しかし、もしそのような用語の使用が、	<u>可能であろうかどうかについて、判断しなければならない。</u> (例：程度を表す用語の意味を判断するための当該技術分野に周知の基準)。程度を測定するために使用できる例又は教示が明細書に提示されている場合は、たとえ、正確な数値計測(例：程度を表す用語の意味を判断する基準を示す数字)がなくても、クレームが不明瞭ということにはならない。…審査手続中、出願人は、開示内容を読めば当業者が当該用語の意味を確認できる証拠を提示することによって、不明瞭性による拒絶を解消できる。… たとえ明細書が、クレームと同じ程度を表す用語を使用したとしても、明細書に照らして読んだときに用語の範囲が認識されなければ、拒絶が適切である可能性がある … A. 「About (約)」		請求項で異質的な複数の発明を請求するものであるか否か(請求項が発明の性質により適切な数で記載されたか否か)についても判断する。 (例2)「主に」、「主成分として」、「主工程として」、「適した」、「適量の」、「多い」、「高い」、「大部分の」、「ほとんど」、「ほぼ」、「約」等、比較の基準や程度が不明確な表現が用いられた場合 (例3)「…を除いて」、「…ではない」のような否定的な表現が用いられ、不明確になった場合

	日本	欧州	米国	中国	韓国
		このような許容できる範囲よりも大きなずれを含むものであれば、そのようなクレーム表現は曖昧になり、また不明確になる。いずれにせよ、この種の文言の存在が新規性及び進歩性に関して先行技術から曖昧さなしに発明を区別する妨げとならない場合にのみ、その使用を許容することができる。	<u>用語「about」によって包含される範囲を判断する際には、当該用語は出願の明細書及びクレーム中に使用されるので、用語の文脈を考慮しなければならない。</u> …		
類型 5 ④	2.2.2.3 第36条第6項第2号違反の類型 … (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 … ④「所望により」、「必要により」などの字句と共に任意付加的事項又は選択的事項が記載された表現がある結果、発明の範囲が不明確となる場合。「特に」、「例えば」、「など」、「好ましくは」、「適宜」のような字句を含む記載もこれに準ずる。 このような表現がある場合には、どのような条件のときにその任意付加的事項又は	4.9 選択的特徴 「望ましくは」「たとえば」「のような」「更に詳しくは」等の表現は、それが不明瞭さを与えないように十分注意しなければならない。この種の表現は、クレームの範囲を限定する効果を与えない。すなわち、当該表現に続く何れかの特徴は、まったく選択的なものとみなすべきである。		3.2.2 明確性 …請求項には「例えば」、「望ましい」、「特に」、「必要な際」などのような文言があってはならない。この類の用語は1つの請求項において、異なる保護範囲を限定することとなり、保護範囲を不明瞭にする恐れがある。請求項において、ある上位概念の後に前述の用語に導かれた下位概念が付いている場合、出願人に請求項を補正するよう要求するものとし、当該請求項に両者のうちの1つを保留するか、或いは両者を2つの請求項においてそれぞれ限定することを許容する。	4. 発明が明確かつ簡潔に記載されること … (3) 発明が明確かつ簡潔に記載されていない類型には、以下のようなもの等がある。 … ⑤請求項に発明を不明確にする表現を含んでいる場合。ただし、このような表現を用いてもその意味が発明の詳細な説明により明確に裏付けられ、発明の特定に問題がないと認められる場合は、不明確なものとして取り扱わない。 (例1)「所望により」、「必要に応じて」、「特に」、「例えば」、「及び／又は」等の字句とともに任意付加的事項又は選択

参考資料 4

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	選択的事項が必要であるかが不明で、請求項の記載事項が多義的に解されることがある。				的事項が記載された場合 「A 及び／又は B」は「A 及び B」である場合と「A 又は B」である場合とを共に記載したものであるため、発明が「A 及び B」である場合と「A 又は B」の場合の両方に対してそれぞれ特許法第 42 条第 4 項第 1 号及び第 2 号を違背しているか否かを判断する。このとき、「及び／又は」の記載で一の請求項で異質的な複数の発明を請求するものであるか否か（請求項が発明の性質により適切な数で記載されたか否か）についても判断する。

	日本	欧州	米国	中国	韓国
類型 5 ⑤	2.2.2.3 第36 条第6 項第2 号違反の類型 ... (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 ... ⑤請求項に 0 を含む数値範囲限定(「0～10%」等)がある結果、発明の範囲が不明確となる場合。 発明の詳細な説明中に当該数値範囲で限定されるべきものが必須成分である旨の明示の記載がある ときは、当該成分が任意成分であると解される「0～10%」との用語と矛盾し、請求項の用語が多義的になり、発明の範囲が不明確となる。これに対し、発明の詳細な説明に、それが任意成分であることが理解できるように記載されている場合には、0 を含む数値範囲限定を記載してもよい。				4. 発明が明確かつ簡潔に記載されること ... (3) 発明が明確かつ簡潔に記載されていない類型には、以下のようなもの等がある。 ... ⑤請求項に発明+を不明確にする表現を含んでいる場合。ただし、このような表現を用いてもその意味が発明の詳細な説明により明確に裏付けられ、発明の特定に問題がないと認められる場合は、不明確なものとして取り扱わない。 ... (例4) 数値限定発明において、「...以上」、「...以下」、「0～10」のように上限又は下限の記載がない数値限定及び0を含む数値限定(0を含む成分が必須成分ではなく任意成分である場合は除く。)をした場合。あるいは、「120－200℃、好ましくは150-180℃」のように一の請求項内で二重に数値限定をした場合 →ここで「任意成分」とは、出願人が必要に応じて選択的に添加するか、又は添加しなくても良いと認識する成分であり、明細書にその旨が明確に記載された成分をいう。

	日本	欧州	米国	中国	韓国
類型 5 ⑥	2.2.2.3 第36条第6項第2号違反の類型 … (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 … ⑥請求項の記載が、発明の詳細な説明又は図面の記載で代用されている結果、発明の範囲が不明確となる場合。				⑨発明の構成を記載せずに発明の詳細な説明又は図面の記載を代用している場合。ただし、発明の詳細な説明又は図面の記載を代用しないと適切に記載することができない場合は、これらの代用による記載を認める。

	日本	PCT国際調査及び予備審査ガイドライン
条文	特許法第 36 条第 6 項 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 二 特許を受けようとする発明が明確であること。	第 5 条 特許請求の範囲には、保護が求められている事項を明示する。請求の範囲は、明確かつ簡潔に記載されていなければならない。請求の範囲は、明細書により十分な裏付けがなされていなければならない。
基本的な考え方	2.2.2.1 第 36 条第 6 項第 2 号の審査における基本的な考え方 (1) 特許請求の範囲の記載は、これに基づいて新規性・進歩性等の特許要件の判断がなされ、これに基づいて特許発明の技術的範囲が定められるという点において重要な意義を有するものであり、一の請求項から発明が明確に把握されることが必要である。 本号は、こうした特許請求の範囲の機能を担保する上で重要な規定であり、特許を受けようとする発明が明確に把握できるように記載しなければならない旨を規定したものである。特許を受けようとする発明が明確に把握されなければ、的確に新規性・進歩性等の特許要件の判断ができず、特許発明の技術的範囲も理解し難い。 発明が明確に把握されるためには、発明の範囲が明確であること、すなわち、ある具体的な物や方法が請求項に係る発明の範囲に入るか否かを理解できるように記載されていることが必要であり、その前提として、発明を特定するための事項の記載が明確である必要がある。 (2) また、請求項の制度の趣旨に照らせば、一の請求項に記載された事項に基づいて、一の発明が把握されることも必要である(2.2.2.3(4)参照)。 (3) 第 36 条第 6 項第 2 号の審査は、第 36 条第 5 項の規定により請求項に記載された、特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項に基づいて行う。ただし、発明を特定するための事項の意味内容や技術的意味(2.2.2.3(2)②参照)の解釈にあたっては、請求項の記載のみでなく、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識をも考慮する。 なお、発明の把握に際して、請求項に記載のない事項は考慮の対象とはならない。反対に、請求項に存在する事項は、必ず考慮の対象とする必要がある。 (4) 具体的には、請求項の記載がそれ自体で明確であると認められる場合は、明細書又は図面中に請求項の用語についての定義又は説明があるかどうか	5.31 クレームが明りょうでなければならない旨の要件は、個々のクレームにも全体としてのクレームにも適用される。クレームの明りょう性は、保護を求める対象の主題を定義するというクレームの機能を考えると、クレームに係る発明が新規性を有し、進歩性を有し、そして産業上の利用性を有するか否かの問題に関する見解を形成するために最も重要である。したがって、クレームの用語の意味は、可能な限り、当該クレームの文言のみから当業者にとって明らかであるべきである(5.20 項を参照)。 5.32 各クレームは、保護を求める当該発明の範囲を合理的な程度の明りょう性をもって規定しなければならない。クレームの用語の明りょう性は、当該出願の開示の内容、先行技術の教示、及び発明がなされた時点における当業者の立場からみたクレームの解釈に照らして分析しなければならない。当業者がクレームに係る発明の境界を合理的な程度の明りょう性をもって決定できる場合、当該クレームは明りょう性の要件を満たす。...

	日本	PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン
	かを検討し、その定義又は説明によって、かえって請求項の記載が不明確にならないかを判断する。… 請求項の記載がそれ自体で明確でない場合は、明細書又は図面中に請求項の用語についての定義又は説明があるかどうかを検討し、その定義又は説明を出願時の技術常識をもって考慮して請求項中の用語を解釈することによって、請求項の記載が明確といえるかどうかを判断する。その結果、請求項の記載から特許を受けようとする発明が明確に把握できると認められれば本号の要件は満たされる。なお、ことさらに、不明確あるいは不明瞭な用語を使用したり、特許請求の範囲で明らかにできるものを発明の詳細な説明に記載するにとどめたりして、請求項の記載内容をそれ自体で不明確なものにしてはならないことはいふまでもない。 (参考：東京高判平 15. 3. 13(平成 13(行ケ)346 審決取消請求事件))	
類型 1	2. 2. 2. 3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 (1) 請求項の記載自体が不明確である結果、発明が不明確となる場合。 ①請求項に日本語として不適切な表現がある結果、発明が不明確となる場合。 ②明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮しても、請求項中の用語の意味内容を理解できない結果、発明が不明確となる場合。	
類型 2	2. 2. 2. 3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 … (2) 発明を特定するための事項に技術的な不備がある結果、発明が不明確となる場合。 ①発明を特定するための事項の内容に技術的な欠陥がある場合。 ②発明を特定するための事項の技術的意味が理解できず、さらに、出願時の技術常識を考慮すると発明を特定するための事項が不足していることが明らかである場合。 ③発明を特定するための事項どうしの関係が整合していない場合。 ④発明を特定するための事項どうしの技術的な関連がない場合。 ⑤請求項に販売地域、販売元等についての記載がある結果、全体として技術	5. 39 商標及び類似の表現は、発明に係る商品の属性（これは時により変動する）よりむしろ当該商品の商業上の出所を示す。したがって、審査官は、使用が不可避である場合を除き、出願人に対しクレーム中の商標及びこれに類する表現を削除するよう求める。正確な意味を持つものとして一般的に認識されている場合、それらは例外的に許容される（5. 34 項も参照）。 5. 33 独立クレームは、当該発明を特定するために不可欠の全ての特徴を明確に規定しなければならない。ただし、かかる特徴が包括的用語により暗示されている場合はこの限りでない。例えば、「自転車」に関するクレームは、車輪の存在に言及する必要はない。クレームが当該発明の生産物を製造する方法に関する場合、請求される方法は、当業者にと

	日本	P C T 国際調査及び予備審査ガイドライン
	的でない事項が記載されていることとなる場合。	って合理的と思われる方法により実行されたとき、その最終結果として必ず当該特定生産物を生み出すようなものでなければならない。そうでなければ、内部矛盾が存在し、よって当該クレームは明りょう性を欠くこととなる。生産物クレームでは、当該生産物がよく知られた種類のものであり、かつ、当該発明がある点におけるその改良により成り立っている場合、当該クレームは当該生産物を明確に特定し、かつ、何がどのような方法で改良されるか規定すれば十分である。同様な考え方が装置のクレームにも適用される。
類型 3	2.2.2.3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 … (3) 特許を受けようとする発明の属するカテゴリー(物の発明、方法の発明、物を生産する方法の発明)が不明確であるため、又は、いずれのカテゴリーともいえないものが記載されているために、発明が不明確となる場合。	5.12 クレームは基本的に二種類に分かれる。すなわち、物理的実体(生産物、装置)に対するクレーム及び活動(方法、使用)に対するクレームである。…
類型 4	2.2.2.3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 … (4) 発明を特定するための事項が選択肢で表現されており、その選択肢どうしが類似の性質又は機能を有しないために発明が不明確となる場合。	5.14 規則 13.3 は、「一群の発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関しているかの判断は、これらの発明が別個のクレームに記載されているか単一のクレームに択一的な形式によって記載されているかを考慮することなく行う」と規定している。…、他にも、一つの発明の主題事項を特定のカテゴリーに属する単一の独立クレームに含ませることが適切でない場合がいくつかある。例えば、(1)別々に販売され得る別個であるが相補的な関係にある二つの物品の改良に関する発明の場合。例えば電気用プラグとソケット、送信機と受信機である。(2)発明がブリッジ整流回路に関係する場合。この場合、単相構成と多相構成で相あたりに必要な回路数は異なるから、このような回路を含む2つの構成に対する別々の独立クレームを含める必要がある。(3)発明が新しい化合物群に関連し、かかる化合物の製造する方法が複数ある場合。 5.18 クレームは、独立クレーム、従属クレームのいずれを問わず、選択肢を含むことができる。ただし、それらの選択肢が同様な性質であり、かつ、互いに置換可能であることを条件とし、また、単一クレーム中の

	日本	P C T 国際調査及び予備審査ガイドライン
		選択肢の数及び表現が当該クレームを曖昧にせず、かつ、解釈を困難にしないことも条件とする（10.09 及び 10.17 項も参照）。
類型 5 ①	2.2.2.3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 … (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 ①否定的表現(「～を除く」、「～でない」等)がある結果、発明の範囲が不明確となる場合。	5.41 一般に、クレームの主題事項は、積極的特徴を用いて特定される。しかし、クレームの範囲は「ディスクレーマ」、「消極的限定」又は「除外」を用いて規定することもできる。換言すれば、例えば新規性の要件を満たすために、積極的に規定された要素を、請求対象から明示的に除くことができる。クレームは、また、クレームに係る発明に存在しない事項を規定する消極的限定又は記述を含むことができる（例えば、「ここで、当該組成は水を含まない」など）。消極的限定は、それ自体は曖昧性又は不確実性を含まない。しかし、消極的限定は、発明者が自分の発明したものを明確かつ簡潔に述べるより、むしろ発明しなかったものを除外することにより特許を請求しようとしている場合には、クレームを不明確にする
類型 5 ②	2.2.2.3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 … (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 … ②上限又は下限だけを示すような数値範囲限定(「～以上」、「～以下」)がある結果、発明の範囲が不明確となる場合。	
類型 5 ③	2.2.2.3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 … (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 … ③比較の基準又は程度が不明確な表現(「やや比重の大なる」、「はるかに大きい」、「高温」、「低温」、「滑りにくい」、「滑りやすい」等)があ	5.34 読者に意味の範囲で疑義を残す曖昧又は多義的な文言を含むクレームに対しては、明りょう性欠如の異議を提起する。クレームにおいては「薄い」、「広い」、「強い」のような相対的又はこれに類似する用語は使用すべきではない。ただし、当該特定技術において広く認識されている意味を持っている場合、例えば、増幅器に関する「高周波」のような用語であって、その意味で使用する場合はこの限りでない。程度を示す

	日本	PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン
	るか、あるいは、用語の意味が曖昧である結果、発明の範囲が不明確となる場合。	用語がクレームに現れる場合、審査官は、当該明細書における当該程度の測定基準の開示により、又は、先行技術及び技術の現状に照らして、当業者が当該用語の意味を理解するか否か判断する。 5.38 「約」又は「およそ」といったこれに類する用語が使用されている場合には常に、特別の注意を要する。このような用語は、例えば、特定の値（例えば、「約 200° C」）や範囲（例えば、「約 X から約 Y」）に使用されることがある。 <u>個々の事案において、審査官は、当該出願全体の文脈で意味が十分に明らかであるか否か判断する。</u> さらに、「約」のような用語のために当該発明を先行技術から明確に区別することができない場合、新規性又は進歩性の欠如の問題が生じる。
類型 5 ④	2.2.2.3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 … (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 … ④「所望により」、「必要により」などの字句と共に任意付加的事項又は選択的事項が記載された表現がある結果、発明の範囲が不明確となる場合。「特に」、「例えば」、「など」、「好ましくは」、「適宜」のような字句を含む記載もこれに準ずる。 このような表現がある場合には、どのような条件のときにその任意付加的事項又は選択的事項が必要であるかが不明で、請求項の記載事項が多義的に解されることがある。	5.40 「望ましくは」、「例えば」、「のような」又は「より詳しくは」のような表現は、それらによって曖昧さがもたらされないようにするために、注意して検討する。審査官は、この種の表現はクレームの範囲を限定するものとみない。すなわち、これらの表現に続く特徴は、完全に任意であるとみなされる。
類型 5 ⑤	2.2.2.3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 … (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 … ⑤請求項に 0 を含む数値範囲限定（「0～10%」等）がある結果、発明の範囲が不明確となる場合。	

	日本	P C T 国際調査及び予備審査ガイドライン
	発明の詳細な説明中に当該数値範囲で限定されるべきものが必須成分である旨の明示の記載がある ときは、当該成分が任意成分であると解される「0～10%」との用語と矛盾し、請求項の用語が多義的になり、発明の範囲が不明確となる。これに対し、発明の詳細な説明に、それが任意成分であることが理解できるように記載されている場合には、0 を含む数値範囲限定を記載してもよい。	
類型 5 ⑥	2.2.2.3 第 36 条第 6 項第 2 号違反の類型 ... (5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。 ... ⑥請求項の記載が、発明の詳細な説明又は図面の記載で代用されている結果、発明の範囲が不明確となる場合。	5.10 クレームは、発明の技術的特徴に関して、「不可欠である場合を除き」、明細書又は図面を引用する記載に依ってはならない。特に、クレームは一般に、「明細書の〇〇〇の箇所に記載したように」又は「図面の図 2 に示したように」のような引用をする記載に依ってはならない。上記の例外条件の強調表現に注意しなければならない。したがって、適切と思われる場合には、出願人に対し、明細書又は図面を引用する記載に依ることが「不可欠である」ことを示すよう求める。例外の一例は、クレームに係る発明が図面で表現される特殊な形状を含んでおり、それが容易に語句又は簡単な数式により定義することができないような場合である。別の特殊な例は、発明がグラフ又は図を用いてのみ定義できる特徴を有する化学製品に関するものである場合である。

(仮訳の出典について)

欧州、米国、P C T：特許庁ホームページを元に作成

中国、韓国：独立行政法人日本貿易振興機構ホームページ（特許庁ホームページからリンク）